

開会の宣言

事務局 只今から令和7年8月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中9名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、5番 川崎信彦 委員と、6番 松本敏弘 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、6件でございます。「議案第1号、通り番1から6を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

■通り番1番・2番

10番委員 4番 山崎委員が欠席のため代わりに説明します。
通り番1と2を続けて説明します。

まず通り番1ですが、譲受人の■■■■■さんが小作しておりましたが、所有者の■■■■■さんも大阪に住んでいるため耕作管理ができないということで、売買となりました。

続いて通り番2ですが、譲渡人の■■■■■さんと譲受人の■■■さんは親戚関係です。

譲渡人の■■さんは相続しましたが農業経験がなく、管

10番委員	理ができないとのことで、現在も小作をしている譲受人の ■ ■ ■ さんに売却することです。 2件とも関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくお願ひします。
議長	議案第1号の通り番1と2について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
7番委員	■ ■ ■ さんの経営面積が0となっていますが、農業をしたことをない人ですか？
事務局	豊前市の農地台帳システム上、今回の売買のため一旦解約しておりますので、0となっていますが、実際には今回、譲り受ける面積と築上町で1町3反ほどの経営面積があります。
7番委員	わかりました。
議長	他にありませんか。無いようでございますので、続きまして通り番3につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
■通り番3・4	
事務局	本日は9番委員が欠席のため、代わりに説明します。 通り番3について説明します。 所有者の■ ■ ■ ■ さんは神奈川県に住んでおり、耕作管理ができないということで、申請地付近を耕作する■ ■ ■ ■ さんに譲渡すとのことで申請があつております。 続いて通り番4について説明します。 譲渡人の■ ■ ■ ■ さんと譲受人の■ ■ ■ ■ さんは、親戚関係であり、以前から小作している農地であります。■ ■ さん自身が最近相続しましたが、自分で管理できないところで、■ ■ さんに売却するものです。 2件ともに関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。

議長	議案第1号の通り番3、4について、事務局からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、続きまして通り番5につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
3番委員	<p>■通り番5、6</p> <p>通り番5について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■さんが耕作管理ができないということで、譲受人の■■■■■さんと売買するものです。</p> <p>申請地は、緒方橋の最近、少し道が広くなったところの西側に2筆あります。■■さん所有の田んぼの間にこの申請地があり、この田越しでしか■■さんの田んぼに水が入らないこともあります、買入れに踏み切ったとのことです。</p> <p>続いて、通り番6について説明します。</p> <p>申請地は、ゆめマートの真裏で、松本会長が耕作していた農地です。</p> <p>譲渡人の■■■■■さんが耕作管理ができないということで、近所の■■■■■さんが譲り受けるものです。</p> <p>2件とも関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	議案第1号の通り番5と6について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
7番委員	農地の所有者は■■■■■さんで、耕作者は松本会長になるのですか。
議長	ずっと耕作管理をしていましたが、今回の売買があり返しました。
7番委員	■■■■■さんは築上町在住ですが管理に問題はありませんか。
議長	豊前市でも結構な面積で耕作しています。

3番委員	レタス、ブロッコリー、スイートコーンを出荷しているようです。
7番委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	全員異議なしとのことですので、議案第1号は、全て原案通り可決いたします。
議案第2号	
農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について	
議長	続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件でございます。 「議案第2号、通り番1を、議案書をもとに朗読」
議長	議案第2号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番1につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
■通り番1	
10番委員	4番 山崎委員が欠席のため、代わりに説明します。 通り番1について続けて説明します。 申請地は、豊前松江駅前に食堂があります。その食堂の真裏にあります。

10番委員	その申請地に、所有者の■■■■さんが自己住宅を建てるということで申請があつております。 関係書類も揃っておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	議案第2号の通り番1について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	異議なしとのことですので、議案第2号は、全て原案通り可決し県に進達いたします。
閉会の宣言	
10時15分閉会を宣言する。	